

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第三部 労働政策

V 社会保障

概要

一、三年越しの課題となっていた健康保険法改正案は、第九一国会では廃案とされた。しかし、この国会審議の過程で自民、社会、公明、民社の四党により、政府原案の大幅修正、四党合意事項および協議・確認事項が成立した。審議の焦点は、給付水準をどの程度にするか、保険料率をどの程度引き上げるかにあった。四党合意の修正案では本人・家族同一給付水準の原則、本人一〇割給付の原則は修正されたが、保険外負担の解消等医療保険の周辺問題については一定の前進措置がとられた。

一、老人保健医療制度の発足をめぐって、〈竹下蔵相・野呂厚相の覚書〉がかわされ、八一年度発足が確認された。すでに小沢厚相私案につづいて橋本厚相私案が公にされているが、厚生省は異例の「白紙諮問」を社会保障制度審議会におこなうとともに、事務次官を本部長とする「老人保健医療対策本部」を発足させ、厚生省案として「老人保健医療制度大綱案」をまとめた。これにもとづき同省では「老人保健医療法」案の作成をはかり社会保障制度審議会に諮る予定である。

一、社会保障制度審議会は七七年一二月の建議につづいて七九年一〇月、首相宛てに「高齢者の就業と社会保険年金——続・皆年金下の新年金体系」を建議した。この建議の特徴は、基本年金と社会保険年金のいわゆる「二階建年金方式」と呼ばれるものであるが、前回は基本年金に重点をおいていたのにたいし、今回は社会保険年金に重点をおき、支給開始年齢を六五歳としたことから高齢者の就業・雇用確保にウエイトがおかれている。

一、厚生年金、国民年金の改正法案が、第九一国会に提出された。この厚生年金の改正で最大の問題となったのは、支給開始年齢の六五歳引上げであった。これにたいし社会保険審議会、社会保障制度審議会とも雇用対策の不備などを理由に批判の答申を提出した。このため厚生省は、この項目を訓示規定として国会に提出したが、結局、廃案となった。

一、共済年金改正法案が第九一国会で成立した。この結果、注目されていた支給開始年齢は五五歳から六〇歳へ引き上げられることになった。この改正には、雇用保障との関連に十分配慮するなどの付帯決議が付された。

一、社会福祉面では〈竹下蔵相・野呂厚相の覚書〉によって、八〇年度の児童手当制度の見直しは見送られたが、八一年度実施されることになった。社会保障・社会福祉全般にわたって、財政再建とからんだ福祉見直し論議がおこなわれ、「高福祉・高負担」政策が政策の基調にされているが、その一環として、老人ホームの費用徴収基準が改定され、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム入所者から応分の費用徴収が八〇年八月から実施されることになった。

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

****年**月**日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
